

総会議事録（第2回）

1 開催日時 令和6年5月27日（月）15時00分～17時10分

2 開催場所 大会議室

3 出席委員（38名）

○農業委員（19名）

会長 15番 川本 康代

1番 浅井 和巳	2番 城山 正巳	3番 原口かよ子	4番 山口 明美
5番 田川 康浩	6番 渡邊 重徳	7番 一瀬 晃	8番 福田 文夫
9番 川副 博司	10番 朝長 洋市	11番 田添 利弘	12番 高見 健
13番 渡邊 和秋	14番 富岡 勝真	16番 山田 武人	17番 岩崎 義秀
18番 児玉 賢治	19番 梶原 茂		

○農地利用最適化推進委員（19名）

1番 岩崎 照美	2番 松尾 慎二	3番 小野 重幸	4番 小川 國治
5番 笠寺 幸雄	6番 富浦 春男	7番 林 敏弘	8番 藤本 雅彦
9番 山浦 弘之	10番 山上 傳	11番 井本 忠之	12番 井川 春彦
13番 久保 和幸	14番 瀬戸口裕子	15番 森 良広	16番 野田 善則
17番 山本 治義	18番 小川 良一	19番 山口 周次	

4 欠席委員

○農業委員（0名）

○農地利用最適化推進委員（0名）

5 議 題

第1号議案	農地法第3条の規定による許可申請の件
第2号議案	農地法第4条の規定による許可申請の件
第3号議案	農地法第5条の規定による許可申請の件
第4号議案	農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請の件
第5号議案	非農地通知申出書による非農地通知の件
第6号議案	農業経営基盤強化促進事業による所有権移転の件
第7号議案	農地中間管理事業による農用地利用集積計画作成の件
第8号議案	農地中間管理事業による農用地利用集積等促進計画作成の件
報告第1号	農地中間管理事業による農用地利用配分計画の合意解約の件
報告第2号	農地法第18条第6項（合意解約）の規定による通知報告の件
報告第3号	農地法第5条の規定による許可処分の取消願の件
報告第4号	引き続き農業経営を行っている旨の証明について（相続税）

6 事務局 局長 長石 弘頭

課長補佐 前田 哲弘

職員 下條 秀政 中野 孝亮 梶原 良太

1 開会

○事務局長

ただいまから「令和6年度第2回農業委員会定例総会」を開会します。

それでは、総会の開会にあたり、川本康代農業委員会会長がご挨拶申し上げます。

2 会長挨拶

3 総会成立の報告

○議長

それでは、総会の定足数について、事務局より報告をお願いします。

○事務局

出席委員は、定足数に達しております。

本日、欠席委員の報告はありません。

4 議事録署名人指名

○議長

次に、本日の議事録署名人を、2番城山正巳農業委員、18番児玉賢治農業委員にお願いします。

5 議事

○議長

それでは、お手元の議案書を基に、議案の審議に入ります。なお、円滑な議事の進行にご協力をお願いします。

○議長

1ページ。第1号議案「農地法第3条の規定による許可申請の件」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

1番三浦、今村町の農地、地目 畑、面積742㎡、譲渡人及び譲受人は記載のとおりです。

本件は、新規就農者である譲受人に売買により所有権を移転するものです。譲受人は、農業経験のある父親との営農を計画しています。

場所は、スライドのとおりです。農振内農用地外の農地です。取得後の畑は、普通野菜を計画しています。

○議長

それでは、1 番について、三浦地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○三浦地区委員

この農地を3月に地元農業委員と見て来ました。今月の24日にも、三浦の農業委員会の方々と見てまいりました。よく畑は管理されて、草刈等こまめにやられているのがわかります。今は、管理機を入れていて、面積的には狭いのですが、いずれは小型トラクターを入れて、ほぼ全面を農地にするということでした。

今の面積のところでは、夏野菜の苗が植わっていた状況です。この親子ですが、お父さんは農業経験もあり、息子さんが一人前になるまでサポートしていけるので大丈夫であると考えます。

○議長

1 番について、何かご意見・ご質問はありませんか。

<質疑なし>

○議長

それでは、お諮りします。

1 番三浦について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

ご異議がありませんので、1 番三浦は許可することとします。

続いて、2 番福重を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

2 番福重、弥勒寺町の農地、地目 畑、面積134㎡、譲渡人及び譲受人は記載のとおりです。

本件は、譲受人が贈与により所有権を移転するものです。当該農地は、譲受人の親の代から30年にわたり耕作しており、耕作を継続されるものです。

場所は、スライドのとおりです。農振内農用地で、取得後の畑は、ミカンの栽培を計画されています。

○議長

それでは、2 番について、福重地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○福重地区委員

従来から譲受人が利用されており、きちんと登記を行うための今回の申請です。自宅から近い場所で管理されており、何ら問題はないと思います。ご審議の方、よろしくお願いします。

す。

○議長

2番福重について、何かご意見・ご質問はありませんか。

<質疑なし>

○議長

それでは、お諮りします。

2番福重について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

ご異議がありませんので、2番福重は許可することとします。

続いて、3番松原を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

3番松原、野岳町の農地、地目 畑、面積382㎡、譲渡人及び譲受人は記載のとおりです。

本件は、譲受人が売買により所有権を移転するものです。当該農地は、譲受人の所有する農地に隣接しており、規模拡大のため取得されるものです。

場所は、スライドのとおりです。農振内農用地外の農地で、取得後の畑は、普通野菜を計画されています。

○議長

それでは、3番について、松原地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○松原地区委員

先日、土曜日に4人で行って来ました。今回の譲受人は家のすぐ近くということ。以前譲渡人は、牛の飼料を作っておられたそうです。水もここは畑ですので何も問題ありませんし、入口も下の方に道があるということで、何ら問題ありませんでした。ご審議の方どうぞよろしくお願いします。

○議長

3番松原について、何かご意見・ご質問はありませんか。

<質疑なし>

○議長

それでは、お諮りします。

3番松原について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

ご異議がありませんので、3番松原は許可することとします。

続いて、4番松原を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

4番松原、松原2丁目の農地、地目 田、合計面積2,186㎡、譲渡人及び譲受人は記載のとおりです。

本件は、譲受人が売買により所有権を移転するものです。譲受人が規模拡大のため取得されるものです。

場所は、スライドのとおりです。農振農用地の農地です。取得後の田は、水稻を計画されています。

○議長

それでは、4番について、松原地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○松原地区委員

先週の土曜日に、4人で見てまいりました。当該地につきましては、譲渡人が高齢化によって、営農はできないということで、今回の3条申請になったようです。事務局から説明ありましたとおり、一部が遊休農地化していましたが、今度は利活用されるのではないかとということで、何ら問題ありませんでした。ただ1つ、今年の有害鳥獣対策で国の補助金を使って、ワイヤーメッシュを張られていますので、そのあたりについてはきちんと適正にしているように、行政書士を通じて話をしております。以上です。

○議長

4番松原について、何かご意見・ご質問はありませんか。

<質疑なし>

○議長

それでは、お諮りします。

4番松原について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

ご異議がありませんので、4番松原は許可することとします。

次に、2ページ。第2号議案「農地法第4条の規定による許可申請の件」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

1番西大村 杭出津2丁目の農地、地目 畑、合計面積463㎡。申請者は、記載のとおりです。

本件は、申請者が近隣の事務所、店舗用に月極駐車場とする計画です。なお、申請地の一部は、農作業用車両置き場として平成16年から砂利敷きされてから、現在に至っており、事後で農業用施設届が提出されています。

場所は、スライドのとおりです。地区の指定は、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、切土なし、盛土最高0.3m。アスファルト舗装を施すため、土砂流出の恐れはないとしています。雨水排水は、市道側溝に放流。汚水、生活雑排水は、発生しません。隣接する農地が南側にあります。

資金については、預金通帳の写しを確認しています。

○議長

それでは、1番について、西大村地区農業委員・推進委員、補足説明をお願いします。

○西大村地区委員

地区の委員3名で、5月24日に現地を確認しました。一応申請されている土地の一边が道路に面しており、二辺が宅地です。説明がありましたように、家庭菜園が隣にあります。そちらとの境にはブロックをされているので、特別問題はないだろうということで、3名で見て来ました。以上です。

○議長

1番西大村について、何かご意見・ご質問はありませんか。

<質疑なし>

○議長

それでは、お諮りします。

1番西大村について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、1番西大村は、許可相当とします。

続いて、2番竹松を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

2番竹松 小路口本町の農地、地目 畑、面積1,332㎡。併用地である、申請者所有の宅地、及び水路と里道を含む全体面積は、1,756.76㎡。なお、法定外公共物である里道等の占有について市道路管理課と協議済です。申請者は、記載のとおりです。

本件は、申請者が木造2階建て共同住宅を2棟、及び入居者用駐車場を造成する計画です。

場所は、スライドのとおりです。地区の指定は、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、現状のまま利用し、擁壁を設けるとしています。雨水排水は、計画地内に水路、溜枡を設け、市道側溝に放流。汚水、生活雑排水は、公共下水道に接続するとしています。隣接する農地が西側にあります。

資金については融資予定証明書を確認しています。

○議長

それでは、2番について、竹松地区農業委員・推進委員、補足説明をお願いします。

○竹松地区委員

スライドを見てのとおり、ここに入る道が赤道程度しかないので、駐車場と思われるが、そこを買収して、市道と駐車場をつないで建設予定地に入る計画である。建設予定地の西側に農地がありますが、昨日見てきましたけれども、樹木が2本植わっていて、その境界に擁壁を建てるということです。隣の農地に対しては、何ら影響はないものと見てまいりました。ご審議のほどよろしくお願いします。

○議長

2番竹松について、何かご意見・ご質問はありませんか。

<質疑なし>

○議長

それでは、お諮りします。

2番竹松について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、2番竹松は、許可相当とします。

次に、2ページ。第3号議案「農地法第5条の規定による許可申請の件」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

1 番大村、木場 2 丁目の農地、地目 畑、面積 1, 4 1 6㎡。申請者は、記載のとおりです。契約は、売買です。

本件は、譲受人が分譲宅地 6 区画、通路等を造成する計画です。譲受人は宅地建物取引業者免許証を所持しています。

場所は、スライドのとおりです。地区の指定は、都市計画区域内、農振外の第 3 種農地です。

被害防除計画では、切土最高 1. 5m、盛土最高 1. 8m、擁壁を設けるとしています。雨水排水は西側の市道側溝に放流。汚水、生活雑排水は公共下水道に接続するとしています。隣接する農地はありません。

資金については、融資予定証明書を確認しています。

○議長

それでは、1 番について、大村地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○大村地区委員

ここは、相続人が亡くなられて、ご家族が 1 人となり売買することになっています。現地を見て来ましたが、何ら支障ないと見てまいりました。皆さん、ご審議をお願いします。

○議長

1 番大村について、何かご意見・ご質問はありませんか。

<質疑なし>

○議長

それでは、お諮りします。

1 番大村について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、1 番大村は、許可相当とします。

続いて、2 番西大村を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

2 番西大村、古賀島町の農地、地目 畑、合計面積 3 9 7㎡。申請者は、記載のとおりです。契約は、売買です。

本件は、譲受人が分譲宅地 2 区画を造成する計画です。譲受人は宅地建物取引業者免許証を所持しています。

場所は、スライドのとおりです。地区の指定は、都市計画区域内、農振外の第 3 種農地です。

被害防除計画では、切土なし、盛土0.3mから0.4m、擁壁を設けるとしてあります。雨水排水は、隣接する県道側溝に放流。隣接する農地はありません。資金については、預金残高証明書を確認しています。

○議長

それでは、2番について、西大村地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○西大村地区委員

この申請分は、24日に地区の委員3名で現地確認しております。先ほど説明がありましたように、市道の交差点の角地で南側にアパートが建っています。それから東側は、前回申請がありました宅地です。特別、問題ないだろうと思います。皆さんご審議をお願いします。

○議長

2番西大村について、何かご意見・ご質問はありませんか。

<質疑なし>

○議長

それでは、お諮りします。

2番西大村について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、2番西大村は、許可相当とします。

続いて、3番西大村を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

3番西大村、古町2丁目の農地、地目 畑、面積533㎡。申請者は、記載のとおりです。契約は、売買です。

本件は、譲受人が建売住宅3棟を建築する計画です。譲受人は宅地建物取引業者免許証を所持しています。

場所は、スライドのとおりです。地区の指定は、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、切土なし、盛土0.1mから0.765m、既存及び新設するコンクリートブロックにより土砂流出の被害防止をすることとしています。雨水排水は、南側に隣接する道路側溝に放流。隣接する農地はありません。資金については、預金残高証明書を確認しています。

○議長

それでは、3番について、西大村地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○西大村地区委員

ここの申請分も、今月の24日に、地区の3名の委員で確認をしております。説明がありましたように、一辺が市道に接しておりまして、あとの3辺は宅地に囲まれており、特別問題はないだろうと確認をしました。皆さんご審議をお願いします。

○議長

3番西大村について、何かご意見・ご質問はありませんか。

○委員

現地写真がある中で、3番と4番の写真見る限り盛土してあるように見えるが、通常は、更地にしてから確認するべきではないのか。

○西大村地区委員

3番と4番の写真ですね、1番の方から入口になっているが、現状畑だったのを、すでに通りやすいように、土を寄せてるのかちょっと判断に悩むところである。

○事務局

事務局の方でもですね、現地確認をいたしております。今ご説明があったところで、他所の土を運び込んだ状況ではなかったように感じています。そういったことで、農地内の土地をならしてあったのは事前着手になるのか判断が難しいところですが、この土を一旦平らにさせていただくように指導は行いたいと思っています。

○議長

状況から見て西大村の委員さん達からは、農地としてみなされる現状であったかどうか報告をお願いします。

○西大村地区委員

写真を見てももらったら分かるのですが、すでに畑として使われていない状況だと思います。入口から、事前準備の盛土であれば問題あるが、もともと畑の土だったからということで、問題はないと判断しました。

○議長

それでは、お諮りします。

3番西大村について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、3番西大村は、許可相当とします。

続いて、4番西大村を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

4番西大村、上諏訪町の農地、地目 田、面積2,489㎡。実測面積は2,490.42㎡。申請者は、記載のとおりです。契約は、売買です。

今回の申請地の一部が都市計画用途地域の白地であるため、一部が建売建築が条件となります。本件は、譲受人が、分譲宅地5区画、建築条件付き売買予定地4区画、通路等を造成する計画です。譲受人は宅地建物取引業者免許証を所持しています。

場所は、スライドのとおりです。地区の指定は、都市計画区域用途地域内で一部が白地、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、切土なし、盛土最高1.3m、擁壁を設けるとしています。雨水は、計画地内通路に水路を新設し北側の道路側溝に放流。汚水と生活雑排水は、公共下水道に接続するとしています。隣接する農地はありません。

資金については、融資証明書及び預金残高証明書を確認しています。

○議長

それでは、4番について、西大村地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○西大村地区委員

スライドの写真が出るとおもいますが、周りがほとんど住宅になっており3人で見てきましたが、特別問題はないと見てまいりました。審議の方よろしく願いいたします。

○議長

4番西大村について、何かご意見・ご質問はありませんか。

<質疑なし>

○議長

それでは、お諮りします。

4番西大村について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、4番西大村は、許可相当とします。

続いて、5番西大村を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

5番西大村、上諏訪町の農地、地目 畑、面積2,582㎡。併用地である、譲渡人者所有の山林、市道の一部、水路等を含む実測面積は、9,030.49㎡。申請人は、記載のとおりです。契約は、売買です。

本件は、譲受人が建築条件付き売買予定地30区画、開発公園、通路等を造成する計画です。譲受人は宅地建物取引業者免許証を所持しています。

場所は、スライドのとおりです。地区の指定は、都市計画区域内白地、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、切土最高7.4m、盛土最高5.0m、擁壁を設けるとしています。雨水排水は、隣接する市道側溝への放流。譲渡人が所有する隣接農地が、東側にあります。

資金については、預金残高証明書を確認しています。

なお、本件は、3,000㎡を超える開発であり、開発許可を要します。当該申請に際して、関係機関との事前協議が進められています。

○議長

それでは、5番について、西大村地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○西大村地区委員

隣に農地がありますが、今回、農地転用に係る農地だということです。広い写真を見てもらえばわかると思いますが、もう一部は山林化しております。見た範囲では、特別問題はないだろうということで見えてまいりました。よろしくお願いいたします。

○議長

5番西大村について、何かご意見・ご質問はありませんか。

<質疑なし>

○議長

それでは、お諮りします。

5番西大村について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、5番西大村は、許可相当とします。

続いて、6番西大村を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

6番西大村、池田2丁目の農地、地目 畑、面積362㎡。申請者は、記載のとおりです。贈与による所有権移転です。なお、申請地の一部は、農作業用通路として、昭和43年

頃から利用されており、現在コンクリート舗装され現在に至っており、事後で農業用施設届が提出されています。

本件は、譲受人が自己住宅木造平屋建を建築する計画です。

場所は、スライドのとおりです。地区の指定は、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、切土なし、盛土最高0.5m、ブロック積み擁壁を設けるとしてあります。雨水排水は、北側市道側溝に放流。汚水、生活雑排水は公共下水道に接続するとしてあります。隣接する農地はありません。

資金については、住宅融資仮審査の通知を確認しています。

○議長

それでは、6番について、西大村地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○西大村地区委員

写真を見てわかるように、すでに回りは宅地と道になっています。ほとんど影響はないと思いますので、ご審議よろしくお願いします。

○議長

6番西大村について、何かご意見・ご質問はありませんか。

<質疑なし>

○議長

それでは、お諮りします。

6番西大村について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、6番西大村は、許可相当とします。

続いて、7番西大村を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

7番西大村、池田2丁目の農地、地目 畑、面積339㎡。申請者は、記載のとおりです。契約は使用貸借権の設定です。

本件は、譲受人が、土地を借受け自己住宅木造平屋建を建築する計画です。

場所は、スライドのとおりです。地区の指定は、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、現状のまま利用。雨水排水は、南側の道路側溝に放流。汚水、生活雑排水は公共下水道に接続するとしています。使用貸人の所有する隣接農地が、南側にありま

す。

資金については、住宅融資事前審査結果の通知書を確認しています。

○議長

それでは、7番について、西大村地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○西大村地区委員

写真の方を見たら分かり易いのですが、奥にみかんの木が植えてありますが、そちらも申請人の畑ということになっていまして、日当たり等は特に影響は少ないかなと見てきました。ご審議の方よろしくをお願いします。

○議長

7番西大村について、何かご意見・ご質問はありませんか。

<質疑なし>

○議長

それでは、お諮りします。

7番西大村について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、7番西大村は、許可相当とします。

続いて、8番西大村を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

8番西大村、坂口町の農地、地目 畑、面積296㎡。申請者は、記載のとおりです。契約は売買です。

本件は、譲受人が、自宅駐車場2台及び月極駐車場11台を造成する計画です。

場所は、スライドのとおりです。地区の指定は、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、現状のまま利用。雨水排水は、自然流下。隣接農地はありません。

資金については、預金残高証明書を確認しています。

○議長

それでは、8番について西大村地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○西大村地区委員

こちらは、以前に申請があった残りの農地になっています。先ほど11台という説明だが、

手元の資料では 13 台分になってるが。

○事務局

自宅駐車場 2 台と月極駐車場 11 台の合計 13 台の計画です。

○西大村地区委員

はい。もう周りはすでに宅地になっており、特に問題ないと思われます。ご審議お願いします。

○議長

8 番西大村について、何かご意見・ご質問はありませんか。

<質疑なし>

○議長

それでは、お諮りします。

8 番西大村について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、8 番西大村は、許可相当とします。

続いて、9 番西大村を議題とします。

ここで、お諮りします。9 番西大村は、5 ページの第 4 号議案「農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更承認申請の件」1 番西大村と関連がありますので、一括して審議することに、ご異議ありませんか。

<異議なし>

○議長

ご異議がありませんので、9 番西大村、第 4 号議案 1 番西大村は、一括して審議することとします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

まず、5 ページをお願いします。第 4 号議案 1 番、坂口町の農地、地目 畑、面積 844 m²。申請者は、記載のとおりです。

本件は、申請者が令和 6 年 4 月 15 日付けで転用の許可を受け、従業員駐車場 26 台分を造成する計画でしたが、隣地を譲受け従業員及び社用車 42 台分に拡張する計画です。

場所は、スライドのとおりです。地区の指定は、都市計画区域内、農振外の第 3 種農地です。

被害防除計画では、切土なし、盛土0.05mから0.3m、外部にコンクリート擁壁を設けるとしています。雨水排水は、事業所側境界の既存水路から市道側溝に放流。

4ページをお願いします。9番西大村、坂口町の農地、地目 畑、合計面積274㎡。併用地である転用許可変更申請地を含む全体面積は、1,118㎡。申請者は記載のとおりです。契約は売買です。

本件は、譲受人が従業員及び社用車42台分の駐車場を造成する計画です。

被害防除計画では、第4号議案で説明のとおりです。隣接する農地が、東と西側にあります。

資金については、預金通帳の写しを確認しています。

○議長

それでは、9番及び第4号議案1番について、西大村地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○西大村地区委員

こちら以前に申請のあった譲受人の駐車場の拡張となります。裏に残っていた農地すべてを駐車場にする形になっています。隣接する農地はありますが、駐車場ということで特に問題はないと思います。ご審議をお願いします。

○議長

9番及び第4号議案1番西大村について、何かご意見・ご質問はありませんか。

<質疑なし>

○議長

それでは、お諮りします。

9番及び第4号議案1番西大村について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、9番西大村は許可相当とし、第4号議案1番西大村は、承認相当とします。

続いて、10番竹松を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

10番竹松、富の原2丁目の農地、地目 畑、合計面積1,152㎡。申請者は、記載のとおりです。契約は売買です。

本件は、譲受人が、共同住宅木造2階建て2棟及び入居者用駐車場18台を造成する計画です。

場所は、スライドのとおりです。地区の指定は、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、切土なし、盛土0.12mから0.76m、擁壁を設けるとしてあります。雨水排水は、計画地内に溜枳を設け、北側市道側溝に放流。汚水、生活雑排水は公共下水道に接続するとしています。東側の農地は、次の11番竹松で転用計画があります。隣接する農地が、南側にあります。

資金については、融資予定証明書、預金残高証明書等を確認しています。

○議長

それでは、10番について、竹松地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○竹松地区委員

事務局からご説明があったとおりです。計画はアパートを建設ということで上がっています。昨日、現地の方を農業委員2人と推進員2人で確認をしました。雨水排水につきましては、北側の道路の方の側溝に流れるということですが、南側に農地がありますが支障はないと判断をしています。また、説明がありました東側の農地につきましては、次の案件で転用の申請が上がっているということです。以上です。

○議長

10番竹松について、何かご意見・ご質問はありませんか。

<質疑なし>

○議長

それでは、お諮りします。

10番竹松について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、10番竹松は、許可相当とします。

続いて、11番竹松を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

11番竹松、富の原2丁目の農地、地目 畑、合計面積1,306㎡。申請者は、記載のとおりです。契約は売買です。

本件は、譲受人が、共同住宅木造2階建て2棟及び入居者用駐車場20台を造成する計画です。

場所は、スライドのとおりです。地区の指定は、都市計画区域内、農振外の第3種農地で

す。

被害防除計画では、切土なし、盛土0.5mから0.789m、擁壁を設けるとしてあります。雨水排水は、計画地内に溜枳を設け、北側市道側溝に放流。汚水、生活雑排水は公共下水道に接続するとしています。隣接する農地はありません。

資金については、融資予定証明書、預金残高証明書等を確認しています。

○議長

それでは、11番について、竹松地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○竹松地区委員

ただいま説明があったとおりです。この案件につきましては、農地転用申請が出ている10番と隣接しておりまして、その結果、周りには農地はありません。計画では雨水排水を北側に放流ということであり、何ら問題はないと判断をいたしました。ただし、今回農地転用の現地確認をするに当たり、図面として平面図、それからアパートの建設後に農地どのような影響があるか判断する建物の立面図が必要かと思っています。かつ、土地造成の縦横断面図が確認できる図面が入っていませんでした。また、他の案件でも、農地との境界にどのような工作物を作るかというのが確認できる資料が無く、我々4人非常に困っていました。

今後、事務局の方で必要な図面を判断をしていただいて配布をお願いしたい。竹松地区4人からの意見でありますのでよろしくお願いいたします。

○事務局

はい。こういったアパート建設に関して提出資料もかなり多いので、担当としても書類選択した上でお配りしたものと思いますが、現地確認には不足する図面があったようです。今回は、事務局で内容精査の上配布させていただきたいと思います。

○議長

11番竹松について、何かご意見・ご質問はありませんか。

○委員

アパートの左の方が畑なっていますが、日当たりは問題ないのですか。

○議長

10番でその転用申請が出ていますので、10番、11番は周りの農地はない状況になるということです。

○委員

承知しました。。

○議長

ご了承いただきましたでしょうか。他に何かご意見ご質問ありませんでしょうか。
それでは、お諮りします。

11番竹松について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、11番竹松は、許可相当とします。

続いて、12番竹松を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

12番竹松、小路口町の農地、地目 田、面積558㎡。併用地である、用悪水路を含む全体面積は586㎡。

申請者は、記載のとおりです。契約は、売買です。

本件は、譲受人が分譲宅地2区画、通路等を造成する計画です。譲受人は宅地建物取引業者免許証を所持しています。

場所は、スライドのとおりです。地区の指定は、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、切土なし、盛土最高0.8m、擁壁を設けるとしています。雨水排水は南側の既設水路へ放流。水路所有者の承諾を得られています。汚水、生活雑排水は公共下水道に接続するとしています。東側に隣接農地があります。北側の農地は、次の13番竹松で転用計画があります。

資金については、預金残高証明書を確認しています。

○議長

それでは、12番について、竹松地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○竹松地区委員

事務局から説明がありましたとおり、周辺の北側が市道で、南側が水田になっていますが、長年転作して畑地状態です。西側に水路がありますが、水路の真横に住宅が建ったりしておりかなり段差があります。この南側の水田に水稻を植えるとなれば、この排水が滞ることになりますので、水路の改修をきちっとしていただきたいと思います。以上です。

○事務局

この水路は、不動産会社所有の用悪水路となっておりまして、多分水利権が外れているのかと思いますが、今後の利用については近隣の農家さんに確認しておきたいと思います。以上です。

○議長

12番竹松について、何かご意見・ご質問はありませんか。

<質疑なし>

○議長

それでは、お諮りします。

12番竹松について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、12番竹松は、許可相当とします。

続いて、13番竹松を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

13番竹松、小路口町の農地、地目 畑、面積248㎡。申請者は、記載のとおりです。契約は、売買です。

本件は、譲受人が自家消費のため家庭菜園として利用する計画です。

場所は、スライドのとおりです。地区の指定は、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、現状のまま利用、コンクリートブロック擁壁を設けるとしています。雨水排水は自然流下。東側に隣接農地があります。資金については、預金残高証明書を確認しています。

○議長

それでは、13番について、竹松地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○竹松地区委員

事務局が説明されたとおり、先ほどの議案の農地のすぐ横です。宅地の前の土地ということで、これを5条で買って家庭菜園にするということです。周辺には何ら問題ないと考えております。以上です。

○議長

13番竹松について、何かご意見・ご質問はありませんか。

これは農地という形として使われるのであれば、3条申請になると思います。それであれば農業者として営農計画を出してもらう必要がある。下限面積撤廃で一応購入できるようになっているが、5条で買われることについて皆様からご意見ありませんでしょうか。

○事務局

事務局からも、農地法の下限面積撤廃後については、一般の方も自家消費型農家となれば

農地取得も可能ですということを申請代理人、窓口に来られた市民の方にもお伝えはしています。ただ、農家にはなれませんという方も中にはおられて今回のような庭畑、家庭菜園として宅地として所有をしますというのが今回の申請です。

取得後は、宅地並み課税ということで負担が増えられるのかと思うのですが、ご本人の選択ですので、3条の取得をしてくださいということを強要することは難しいと思います。

○議長

それでは、お諮りします。

13番竹松について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、13番竹松は、許可相当とします。

次に、6ページ。第5号議案「非農地通知申出書による非農地通知の件」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

1番三浦、今村町の農地、地目 畑と田、合計面積1,618㎡、申出人及び利用者は、記載のとおりです。申出書によると、現地は自然荒廃により、原野、山林となっている状況としています。

場所は、スライドのとおりです。農用地内及び農振内農用地外の農地です。

○議長

それでは、1番について、三浦地区農業委員・推進委員、補足説明をお願いします。

○三浦地区委員

ただいま説明があった所を24日に4名で見てまいりました。ここは昔は、畑と田があったようですが、もう荒れていて、そこに住んでおられた方もこちらにはおられません。今から、ますます荒れていくのではなかろうかということで、非農地と思って見てまいりました。皆様のご意見、よろしくお願いします。

○議長

1番三浦について、何かご意見・ご質問はありませんか。異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、1番三浦は、非農地と判断し、これを通知することとします。

続いて、2 番萱瀬を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

2 番萱瀬、中岳町の農地、地目 田、合計面積 1, 8 1 8 m²、申出人及び利用者は、記載のとおりです。申出書によると、現地は自然荒廃により、原野、山林となっている状況としています。

場所は、スライドのとおりです。農振内農用地外の農地です。

○議長

それでは、2 番について、萱瀬地区農業委員・推進委員、補足説明をお願いします。

○萱瀬地区委員

昨日、5 名で現地に行きました。その持ち主さんはもう人に売って、誰かたまに来ておられるようです。家の近くは、もう木が生えています。そして、道路から下は水路があって、そこは現状草は生えていますが、非農地にはならないと見てまいりました。皆さんのご審議よろしくお願いします。

○議長

非農地として、見てこられたということですか。

○萱瀬地区委員

申請地の一筆は非農地で、あと 3 筆は非農地判断はできない。草を刈れば、まだできると見てまいりました。皆さんのご審議よろしくお願いします。

○議長

それでは 1 筆は非農地として。それ以外はまだ農地として活用できるっていう地元の方の委員の方の報告でした。

○委員

申出人も利用者也住所が県外の住所になっているんですが、非農地が一筆だと言われたのですが、あとの農地は管理ができるのかなと思いました。地元の委員さんが非農地じゃないと判断されれば、それによろと思います。

○萱瀬地区委員

補足で説明しますが、先ほどの自宅の周りの山になっている所は非農地ということで確認しました。あとのところは、昔田であり木が生えるのではなくて、萱が生い茂ってる程度で、その隣の田んぼあるわけです。隣接した所を非農地にすれば、隣の農地にも影響をしかねないということがあります。また、草の繁茂程度で非農地を認めては判断基準に影響を生じかねない。地元の農業委員と推進委員としては、そういう判断をすることとしました。

確かに、遠隔地におられますけども、あとは所有者の方が今回の結論を受けて、大村のこの地元の人に、例えば貸したりとか売ったりとかそういうような制度を利用して考えていただければと思っています。以上です。

○議長

皆さんよろしいでしょうか。それでは、非農地は1筆のみで、その他は現状のままということではよろしいでしょうか。ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、2番萱瀬は、1筆のみを非農地と判断し、これを通知することとします。

続いて、3番萱瀬を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

3番萱瀬、荒瀬町の農地、地目 畑、面積15,176㎡、申出人及び利用者は、記載のとおりです。申出書によると、現地は自然荒廃により、原野、山林となっている状況としています。

場所は、スライドのとおりです。農用地内の農地です。

○議長

それでは、3番について、萱瀬地区農業委員・推進委員、補足説明をお願いします。

○萱瀬地区委員

ここは、面積的にも1町5反という非常に広大な1枚の畑です。昭和40年前後に県営のパイロット事業で、みかんを植えろということで行政も奨励をしており、当時は長与から親戚の方3名で、この他にもあられるのですが共同でみかん園を開かれました。

そして、この敷地内に小屋を建てて、宿泊施設まで作って営農されていましたが、みかんが価格の低迷をしまして、わざわざ長与から出てきて栽培をするは困難となられて荒廃したわけです。それで、10年ほど前に自費できれいに整地されて誰か作ってくれる人がいないかと私にも相談がありました。その頃は、作る人もいなくて今また写真のように木が生い茂っている状況です。そういうことで、もうやむを得なく非農地ということで、私たち5人は判断をしてきたわけです。皆さん方のご判断をよろしくお願いいたします。

○議長

3番萱瀬について、何かご意見・ご質問はありませんか。異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、3番萱瀬は、非農地と判断し、これを通知することとします。

次に、7ページ。第6号議案「農業経営基盤強化促進事業による所有権移転の件」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

1番から3番まで買受申込者が同一のため、一括して説明します。

1番福重 今富町の農地、地目 田、合計面積4,524㎡、売渡し申込者、買受け申込者、及び所有権移転の権利の内容は記載のとおりです。

場所は、スライドのとおりです。いずれも、農振内農用地の農地です。

申出書によると、買受申込者は取得後、水稻を計画しています。

2番福重 今富町の農地、地目 田、面積489㎡、売渡し申込者、買受け申込者、及び所有権移転の権利の内容は記載のとおりです。

場所は、スライドのとおりです。農振内農用地の農地です。

申出書によると、買受申込者は取得後、水稻を計画しています。

3番福重 今富町の農地、地目 田、面積1,478㎡、売渡し申込者、買受け申込者、及び所有権移転の権利の内容は記載のとおりです。

場所は、スライドのとおりです。農振内農用地の農地です。

申出書によると、買受申込者は取得後、水稻を計画しています。

以上、1番から3番福重までの買受申込者は、認定農業者であり、経営状況から、農業経営基盤強化促進法附則（令和四年五月二七日法律第五六号）の第5条第2項の規定に該当するものです。

○議長

それでは、1番から3番までについて、福重地区農業委員・推進委員、補足説明をお願いします。

○福重地区委員

ここは長年、ここで水稻を作っておられました方が入院をされまして、今回の譲受人はカーネーションを作っておられますが、農地を購入して農業をするということです。皆さんよろしくご判断をお願いします。

○議長

1番から3番福重について、何かご意見・ご質問はありませんか。異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、1番から3番福重までを、承認することとします。

次に、8ページ。第7号議案「農地中間管理事業による農用地利用集積計画作成の件」を議題とします。

ここで、お諮りします。本議案は、9ページの、第8号議案「農地中間管理事業による農用地利用集積等促進計画作成の件」と関連がありますので、一括して審議することにご異議ありませんか。

<異議なし>

○議長

ご異議がありませんので、第7号議案及び第8号議案は一括して審議することとします。

なお、第7号議案の中で、「農業委員会等に関する法律」第31条の規定による議事参与の制限に該当する委員に野田善則推進委員、瀬戸口裕子推進委員が該当しますが、本議案の円滑な審議のため、引き続き出席することにご異議ありませんか。

<異議なし>

○議長

ご異議がありませんので、両委員の会議への出席を認めます。なお、該当する議案については会長が求める場合を除いて、発言はお控え願います。それでは、事務局から説明をお願いします。

○事務局

第7号議案の借入申込者及び第8号議案の貸付申込者は、公益財団法人長崎県農業振興公社です。集積計画の貸付申込者と促進計画の借入申込者が参照しやすいように、本日資料1を配布していますのでこちらで説明します。

資料1の1番と2番は、第7号議案の1番福重、第8号議案の1番と2番福重です。

利用権を設定する農地及び設定する権利は、記載のとおりで、促進計画の借入申込者は、みかん栽培を計画しています。

資料1の3番は、第7号議案の2番福重、第8号議案の1番福重です。

利用権を設定する農地及び設定する権利は、記載のとおりで、促進計画の借入申込者は、みかん栽培を計画しています。

資料1の4番は、第7号議案の3番福重、第8号議案の3番福重です。

利用権を設定する農地及び設定する権利は、記載のとおりで、促進計画の借入申込者は、ハウストマトを計画しています。

資料1の5番から7番までは、第7号議案の4番福重、第8号議案の4番福重です。

利用権を設定する農地及び設定する権利は、記載のとおりで、促進計画の借入申込者は、水稻を計画しています。

以上、当該議案は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項各号の要件を満

たしているものと考えられます。

○議長

それでは、第7号議案及び第8号議案について、何かご意見・ご質問はありませんか。

<質疑なし>

○議長

それでは、お諮りします。

第7号議案及び第8号議案について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

ご異議がありませんので、第7号議案は承認することとし、第8号議案については、計画のとおり要請することとします。

次に、10ページ、報告第1号「農地中間管理事業による農用地利用配分計画の合意解約の件」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

1番萱瀬、荒瀬町の農地、地目 田、面積1,375㎡です。契約者は、記載のとおりです。解約理由は、双方合意によるものです。

2番萱瀬、原町の農地、地目 田、面積2,087㎡です。契約者は、記載のとおりです。解約理由は、双方合意によるものです。

3番福重、寿古町の農地、地目 田、面積6,351㎡です。契約者は、記載のとおりです。解約理由は、双方合意によるものです。

4番福重、皆同町の農地、地目 田、面積902㎡です。契約者は、記載のとおりです。解約理由は、双方合意によるものです。

○議長

報告第1号について、ご意見等ありませんか。

<質疑なし>

○議長

報告第1号を終わります。

次に、11ページ。報告第2号「農地法第18条第6項（合意解約）の規定による通知報告の件」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

1番萱瀬、荒瀬町の農地、地目 田、面積1,375㎡です。契約者は、記載のとおりで

す。解約理由は、双方合意によるものです。

2番福重、寿古町の農地、地目 田、面積6,351㎡です。契約者は、記載のとおりです。解約理由は、双方合意によるものです。

3番福重、皆同町の農地、地目 田、面積902㎡です。契約者は、記載のとおりです。解約理由は、双方合意によるものです。

○議長

報告第2号について、ご意見等ありませんか。

<質疑なし>

○議長

報告第2号を終わります。

次に、12ページ。報告第3号「農地法第5条の規定による許可処分の取消願の件」を議題とします。事務局から説明願います。

○事務局

1番竹松、小路口町の農地、地目 畑、面積299㎡。申請者は、記載のとおりです。

本件は、使用借人が自己住宅を建築する計画で令和5年6月15日付けで転用許可を得たものですが、記載の取消理由により、許可処分の取消し願が申請されたものです。

場所は、スライドのとおりです。

報告しました件については、事務局による現地確認を行うとともに、転用計画の実施見込みがないことが申請者から確認されたため、申請が適当であると判断し、農業委員会会長専決により県あてに進達を行い、記載の日付で取消承認されたことを報告します。

○議長

それでは報告第3号について、何かご質問はありませんか。

<質問なし>

○議長

以上で、報告第3号を終わります。

次に、13ページ。報告第4号「引き続き農業経営を行っている旨の証明について（相続税）」を議題とします。事務局から、説明をお願いします。

○事務局

本件は、3年ごとの相続税の納税猶予継続届けの際に必要な証明です。

相続人（猶予者）が被相続人から農地を相続後、引き続き農業経営を行っていること。相続税猶予適用農地となっている農地を、農業の用に供していることが証明要件となっています。

よって、記載の確認事項について、地元委員に農業経営状況及び現地確認の調査を依頼した結果、1 番竹松の相続人は適格であり、農業委員会会長専決にて、記載のとおり証明書及び報告書を交付したことを報告します。

○議長

それでは、報告第4号について、何かご意見・ご質問はありませんか。

<質疑なし>

○議長

報告第4号を終わります。

ここで、10分間休憩します。17時00分に再開します。

休憩 16:50

再開 17:00

○議長

再開します。

本日の追加議案の第9号議案「令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他の事務の実施状況の公表」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

追加議案の第9号議案について説明をいたします。

本件は、農業委員会等に関する法律第6条で規定された、農業委員会の法令事務や活動について、農林水産省を通じ農業委員会の適正な事務指針などに基つきまして、令和5年度の農業委員会の農地利用最適化の推進の状況、その他の事務の実施状況について公表を行うものとなります。この総会で承認をいただいた後に、長崎県へ報告するとともに、市のホームページに掲載して公表したいと考えておりますのでよろしくお願いします。

それでは2ページをお開きください。ローマ数字のⅠは、昨年4月1日現在の農業委員会の体制や、農家農地の概要を記載しておりますので、説明は省略させていただきます。次のローマ数字のⅡ、最適化活動の実施状況になります。ここからは、①の現状及び課題と、②の目標は昨年度分の内容になりますので説明は省略させていただきます、③の実績の内容だけを項目ごとに説明させていただきます。

まず(1)、農地の集積の③実績案をご覧ください。5年度の新規集積面積は9.3ヘクタールで、5年度末の集積面積の累計はこのページの一番上の表にある、これまでの集積面積、678.4ヘクタール、これに今回の実績9.3ヘクタールを足して、687.7ヘクタールとなります。目標に対する達成率は99.2%となっております、ほぼ目標をクリアしていることとなります。結果としまして、8月、1月に、農地利用集積対策会議を開催し、農地利用集積推進計画を策定。また、農地中間管理機構との連携により、担い手への農地集積が図られたとしています。

続きまして、(2)の遊休農地の発生防止解消になります。次のページの3ページの③実績欄をご覧ください。5年度の既存遊休農地の解消面積ということで、3.4ヘクタール。目標が前のページにある9.2ヘクタールでしたので、36.9%の達成率で、これは目標を大きく下回るという結果となりました。期区分につきましては、令和4年の利用状況調査の結果、解消等へ移行しゼロとしています。また、令和4年度に新規発生した、緑区分の遊休農地の解消面積は12.6ヘクタールとなります。④その他の欄です。利用状況調査の実施時期は令和5年6月から11月で、調査の結果の取りまとめを令和5年11月に行い、1号遊休農地の面積が191.4ヘクタールとなっております。

また、利用意向調査は令和6年1月に実施し、令和6年3月までに委員さんに回収をお願いしまして、同月までに取りまとめを行っております。

農業委員会の点検結果は、8月と1月に遊休農地解消対策会議を開催し、活動計画を策定、また農地中間管理機構との連携、一定の成果が出られたとしております。

続きまして(3)の新規参入の促進になります。次のページの4ページをお開きください。③実績欄をご覧ください。新規参入への貸付等について、農地所有者の同意を得た上で、公募、公表した農地の面積は1.7ヘクタールとなっております。目標が、前のページにある2.5ヘクタールですので、目標に対する達成状況1は、67.2%。目標に届かない結果となっております。

農業委員会の点検結果であるということで、4月から毎月、適正化活動会議を開催し、推進に努めたが、新規就農者への農地貸付の同意については、理解を得ることが困難であった。今後は、地域計画策定にかかる後の利用意向調査アンケートを活用しながら推進する必要があるということにしております。続きまして、2番。最適化活動の目標になります。②実績欄をご覧ください。活動強化月間の実績は1回、10月に農地の集積、取り組みとして、最適化活動の中で、農地相談カードをお配りして回っていただきましたので、日常の農業委員会活動及び、農地の見回り活動の中で、1委員1件以上を目標に、農地は農地相談カードにより、農地を、貸したり借ったり、売りたい買いたいなど、農業者への聞き取りを行い、農地の利用集積に係る取り組みの強化を図ったとしております。

次の5ページをお開きください。続きまして新規参入相談会への参加になります。②の実績欄をご覧ください。令和5年5月20日にグランドパレス諫早で開催された長崎県農業法人就労・就農相談フェアに3名参加していただきましたので、その分を実績としてあげています。

続きまして、目標の達成状況の標語になります。これは今まで説明をしました実績を国のガイドラインの別表に当てはめて点数を出しています。この各項目の点数を合計すると、目標に対して、期待どおりの結果が得られたということに今回なります。理由は遊休農地の解消面積等、新規参入への貸付等の農地面積は、目標には届きませんでした。農地の集積面積が目標をクリアしたと新規参入相談会へ参加したことで点数が加算されて、5年度はこういう結果になりました。

続きまして、その下の欄、推進員等の点検・評価結果となります。これは先月の総会時に皆さんにお書きいただいた点検評価表の結果をもとに人数を入れています。総人数が多いのは、5年度には改選がありましたので、前任期の退任委員も含めた人数となっております。

タブレットの方をご覧ください。次の 6 ページをご覧ください。続きましてローマ数字のⅢ、事務の実施状況になります。1 の総会部会の開催実績ということで、総会を毎月 1 回実施しておりますので、全部の月を 1 としています。

次に 2 の農地法第 3 条に基づく許可の事務については、5 年度 1 年間の処理件数は 33 件。うち、許可が 33 件となっております。また、処理期間の実施状況については、20 日としています。総会開催と申請書締切日につきましては、ともに、市のホームページに公表しています。

次に 3 の農地転用に関する事務について。1 年間の処理件数は 141 件で、うち許可相当 141 件、不許可許可相当 0 件となっております。また、処理期間は受付から意見を付して知事への送付までを 20 日としております。

最後に、4 の違反転用への対応ということで、違反転用解消のために実施した活動の内容としまして、農地パトロールや転用等の現地確認の際による監視活動や、農業委員会だよりによる周知によって、1 年間の解消実績になっております。

9 号議案の説明は、以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長

それでは、第 9 号議案について、何かご意見・ご質問はありませんか。

<質疑なし>

○議長

それでは、お諮りします。

第 9 号議案について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

ご異議がありませんので、第 9 号議案は、提案のとおりとします。

それでは以上をもちまして、本日の議事を終了します。